

兵庫県公報

平成27年11月24日 火曜日 第 2751 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（豊かな森づくり課）	1
○ 道路の位置指定（建築指導課）	1
公 告	
○ ひょうご県民ボランティア活動賞表彰（県民生活課）	2
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	5
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	6
○ 入札公告（但馬県民局）	6
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	9

告 示

兵庫県告示第943号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年11月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宍粟市一宮町三方町字地獄谷1の1、1の8から1の11まで、字井ノ田10の1、10の9、10の16、福野字東ヨコズミ37の1、37の5、37の6、38の1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字地獄谷1の1・字井ノ田10の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

### 兵庫県告示第944号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成27年11月24日

兵庫県知事 井戸敏三

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(平成年月日) | 位 置                                                                   | 幅 員<br>(メートル)          | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|-----------------------------------------------------------------------|------------------------|---------------|
| 第H27中播位置<br>0011号 | 27. 11. 10       | たつの市龍野町富永字老本松849番6の一部、<br>886番4の一部、855番10の一部、849番6地先<br>里道、855番10地先里道 | 4.70～4.72<br>5.21～6.00 | 4.38<br>6.75  |

## 公 告

## ひょうご県民ボランティア活動賞表彰

表彰規則(昭和38年兵庫県規則第80号)第2条第11号の規定により、平成27年11月6日に次の者を表彰した。

平成27年11月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 氏 名 蘆 田 清 美  
(2) 住 所 丹波市  
(3) 功績内容 朗読ボランティア等をとおして、視覚障害者の社会参加支援を行っている。
- 2 (1) 氏 名 池 田 路 江  
(2) 住 所 加古郡稲美町  
(3) 功績内容 リハビリ訓練協力のほかケアハウスで喫茶ボランティアを行っている。
- 3 (1) 氏 名 荻 野 洋 子  
(2) 住 所 丹波市  
(3) 功績内容 視覚障害者の買い物など外出時のサポートを行っている。
- 4 (1) 氏 名 木 村 省 三  
(2) 住 所 高砂市  
(3) 功績内容 障害者、高齢者施設での話し相手や認知症の方を支援する活動を行っている。
- 5 (1) 氏 名 笹 倉 睦 子  
(2) 住 所 丹波市  
(3) 功績内容 町内の高齢者施設で絵手紙の指導を行っている。
- 6 (1) 氏 名 関 芳 夫  
(2) 住 所 相生市  
(3) 功績内容 登下校時の児童の見守り活動や地域の公園の管理を行っている。
- 7 (1) 氏 名 大 道 篤・恭子  
(2) 住 所 赤穂郡上郡町  
(3) 功績内容 児童養護施設の子どもたちの短期ホームステイ活動を行っている。
- 8 (1) 氏 名 高 橋 明  
(2) 住 所 加西市  
(3) 功績内容 老人クラブの役員として地域をまとめ、小学校の登下校時の見守り活動に尽力している。
- 9 (1) 氏 名 多々良 章 子  
(2) 住 所 加古郡播磨町  
(3) 功績内容 高齢者施設や学校等で音楽演奏を行っている。
- 10 (1) 氏 名 辻 美千代  
(2) 住 所 加西市  
(3) 功績内容 情報誌の発行と給食の配達ボランティアをして利用者の安否確認等を行っている。
- 11 (1) 氏 名 徳 丸 ひろみ  
(2) 住 所 加古郡稲美町  
(3) 功績内容 車いすや作業介助等のリハビリ訓練協力ボランティアを行っている。
- 12 (1) 氏 名 中 正 三 郎  
(2) 住 所 加古川市  
(3) 功績内容 無人駅での清掃活動をとおして、青少年の健全育成を行っている。

- 13(1) 氏 名 西 とよ子  
(2) 住 所 朝来市  
(3) 功績内容 食生活改善や食育活動を行っている。
- 14(1) 氏 名 西 垣 紀久江  
(2) 住 所 養父市  
(3) 功績内容 食を通じた健康づくりや地域に根ざした食育活動を行っている。
- 15(1) 氏 名 長谷川 まゆみ  
(2) 住 所 小野市  
(3) 功績内容 小野ボランティアグループ連絡会やおはなしサークルの代表として活動している。
- 16(1) 氏 名 日 原 恒 子  
(2) 住 所 丹波市  
(3) 功績内容 市広報や新聞等の朗読を行い、目の不自由な方へ情報提供を行っている。
- 17(1) 氏 名 船 口 花 子  
(2) 住 所 神崎郡市川町  
(3) 功績内容 食生活改善や食育活動、高齢者の見守りを行っている。
- 18(1) 氏 名 星 野 公 子  
(2) 住 所 明石市  
(3) 功績内容 食育活動や食を通じた交流の場の提供を行っている。
- 19(1) 氏 名 山 口 綾  
(2) 住 所 明石市  
(3) 功績内容 兵庫県看護協会まちの保健室で健康相談や子育て支援活動を行っている。
- 20(1) 名 称 あかし健康ソムリエ会  
(2) 住 所 明石市  
(3) 功績内容 健診受診啓発や健康づくり活動を行い、受診率の向上に貢献している。
- 21(1) 名 称 えくぼの会  
(2) 住 所 丹波市  
(3) 功績内容 高齢者施設において車いす介助や話し相手、見守り活動等を行っている。
- 22(1) 名 称 おはなしなあに？  
(2) 住 所 神崎郡神河町  
(3) 功績内容 「おはなし会」の開催や「おはなしなあに？文庫」の開設を行っている。
- 23(1) 名 称 音訳グループ ハーモニー  
(2) 住 所 西宮市  
(3) 功績内容 音訳による情報提供や利用者との交流会を実施している。
- 24(1) 名 称 柏原点訳グループ  
(2) 住 所 丹波市  
(3) 功績内容 市広報誌や絵本、カレンダー等の点訳を行っている。
- 25(1) 名 称 グループ 千草  
(2) 住 所 加古川市  
(3) 功績内容 朗読での情報提供や交流活動を行っている。
- 26(1) 名 称 車いす介助ボランティア「ちどり」  
(2) 住 所 加東市  
(3) 功績内容 病院や施設において車いす介助での外出支援を行っている。
- 27(1) 名 称 神戸・市民交流会  
(2) 住 所 神戸市中央区  
(3) 功績内容 震災の鎮魂と復興を願う竹灯籠追悼行事を17年間開催した。
- 28(1) 名 称 コープ 福祉サークル「こでまり」  
(2) 住 所 神戸市垂水区  
(3) 功績内容 手作り作品の収益金で地域ボランティアグループを支援している。
- 29(1) 名 称 古宮Zクラブ  
(2) 住 所 加古郡播磨町

- (3) 功績内容 地域の環境美化活動のほか、地産地消推進運動を行っている。
- 30(1) 名 称 今田中年婦人の会福祉活動グループ
- (2) 住 所 篠山市
- (3) 功績内容 高齢者施設での介助協力や、保育園や小学校行事でのボランティアを行っている。
- 31(1) 名 称 西光寺仏教婦人会
- (2) 住 所 赤穂郡上郡町
- (3) 功績内容 町内の施設において入所者のための喫茶を行っている。
- 32(1) 名 称 手話サークルふれあい
- (2) 住 所 尼崎市
- (3) 功績内容 手話通訳を行うほか、小学生を対象とした福祉教育にも取り組んでいる。
- 33(1) 名 称 手話にじ
- (2) 住 所 尼崎市
- (3) 功績内容 手話通訳を行うほか手話ボランティア講座の講師活動を行っている。
- 34(1) 名 称 スクール・ガード貴崎
- (2) 住 所 明石市
- (3) 功績内容 通学時間帯の見守りや夜間のパトロールなど地域の安全活動を行っている。
- 35(1) 名 称 多田地区福祉委員会ボランティア部会「あい」
- (2) 住 所 川西市
- (3) 功績内容 高齢者宅での生活支援や配食サービス、また、小・中学校での体験学習活動等を行っている。
- 36(1) 名 称 溪のサクラを守る会
- (2) 住 所 川西市
- (3) 功績内容 絶滅が危惧されるエドヒガンの保護活動を行っている。
- 37(1) 名 称 調理ボランティアはまなす
- (2) 住 所 西脇市
- (3) 功績内容 独居高齢者宅への給食サービス活動を行っている。
- 38(1) 名 称 点訳グループ あゆみ
- (2) 住 所 加古川市
- (3) 功績内容 視覚障害者への点字での情報提供や交流活動を行っている。
- 39(1) 名 称 点訳グループ「さわらび」
- (2) 住 所 たつの市
- (3) 功績内容 書籍等の点訳のほか、点訳校正や市民（主に小学生）への点字体験等を行っている。
- 40(1) 名 称 どんぐり劇場
- (2) 住 所 揖保郡太子町
- (3) 功績内容 手作りの人形で保育所・幼稚園や老人会など各施設で人形劇を行っている。
- 41(1) 名 称 播磨町いずみ会
- (2) 住 所 加古郡播磨町
- (3) 功績内容 食を通じた健康づくり活動を行っている。
- 42(1) 名 称 姫路市立青山小学校吹奏楽部
- (2) 住 所 姫路市
- (3) 功績内容 地域での行事において吹奏楽での演奏を行っている。
- 43(1) 名 称 兵庫県立篠山東雲高等学校 特産でECO&SMILE
- (2) 住 所 篠山市
- (3) 功績内容 特産品を活用した出張講義や交流会のほか、放置竹林の伐採を行っている。
- 44(1) 名 称 ふるさとみんわ会
- (2) 住 所 加東市
- (3) 功績内容 大型紙芝居等を手作りし、小学校や公民館等で上演を行っている。
- 45(1) 名 称 ふれあいの輪
- (2) 住 所 尼崎市
- (3) 功績内容 高齢者施設等でのレクリエーション交流活動や喫茶を行っている。
- 46(1) 名 称 ほほえみ会

- (2) 住 所 赤穂市
- (3) 功績内容 高齢者施設での縫製作業や車いす介助等を行っている。
- 47(1) 名 称 ボランティアグループ助っ人
- (2) 住 所 尼崎市
- (3) 功績内容 高齢者宅へ給食を配達する活動を行っている。
- 48(1) 名 称 要約筆記ゆきんこ
- (2) 住 所 川辺郡猪名川町
- (3) 功績内容 イベント等での要約筆記や聴覚障がいの方との交流会などを行っている。
- 49(1) 名 称 朗読グループ「シャローム」
- (2) 住 所 姫路市
- (3) 功績内容 支援学校の生徒への音訳図書の製作や高齢者施設への訪問を行っている。



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年11月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ドラッグコスモス飾東町店  
 所在地 姫路市飾東町庄字二反田164番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 株式会社コスモス薬品  
 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
 代表者の氏名 宇 野 正 晃
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 株式会社コスモス薬品  
 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
 代表者の氏名 宇 野 正 晃
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成28年7月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 1,733平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
71台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
20台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
32平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
13.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の名称 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|------------|------|------|
|            |      |      |

|            |       |           |
|------------|-------|-----------|
| 株式会社コスモス薬品 | 午前10時 | 午後 9 時45分 |
|------------|-------|-----------|

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 9 時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
入口 1 箇所、出口 1 箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成27年10月30日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第 1 課
  - (2) 縦覧期間  
平成27年11月24日から 4 月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成28年 3 月24日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



**都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年11月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
川辺郡猪名川町白金三丁目53番 9
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
東京都千代田区大手町一丁目 3 番 2 号  
住友林業株式会社 代表取締役 市 川 晃
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成27年 5 月19日  
兵庫県指令神北（宝土）（建）第 1 - 1 号（27猪名川）



**入札公告**

電力の調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成27年11月24日

契約担当者

兵庫県但馬県民局長 岩 根 正

- 1 調達内容
  - (1) 調達する物品等の名称及び数量  
丹生地・香住トンネル及び船越トンネルで使用する電気 予定数量 563,706キロワット時／年
  - (2) 調達案件の仕様等  
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
  - (3) 履行期間

平成28年4月1日（金）から平成29年3月31日（金）まで

(4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設一覧」のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出納局管理課 電話（078）341-7711 内線4946

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

平成27年11月24日（火）から同年12月2日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

〒669-6701 兵庫県美方郡新温泉町芦屋522-4  
兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所工事業務課 担当 森上  
電話（0796）82-3141 内線116

4 入札参加申込書及び入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書の提出期間

平成27年11月24日（火）から同年12月2日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ

(3) 入札、開札の日時及び場所

日時 平成27年12月15日（火）午後1時から  
場所 兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所工事業務課内（兵庫県美方郡新温泉町芦屋522-4）

(4) 入札書の受領期限

上記(3)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし郵送等による入札については書留郵便等により送付し、平成27年12月14日（月）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の108。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年12月14日（月）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、平成27年12月2日（水）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、前記4(4)及びアからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又はウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 無効とする入札

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効



な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第73号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年11月24日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武田 丈蔵

本文中「並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条」を削る。

2 老人ホームの表尼崎市の項中

「

|  |                  |                |
|--|------------------|----------------|
|  | 介護付有料老人ホーム うさぎの里 | 同 市稲葉元町2丁目1-12 |
|--|------------------|----------------|

」

を

「

|  |                  |                |
|--|------------------|----------------|
|  | 介護付有料老人ホーム うさぎの里 | 同 市稲葉元町2丁目1-12 |
|  | 特別養護老人ホーム 立花あまの里 | 同 市水堂町1丁目10-37 |

」

に改める。